二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字あしの入三二六四のイ、三二六四のロ、三二六五のイ、三二六五のロ、三二六六のイ、三二六六のロ、三二六七の一、三二六七のロ
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十月四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町下八川字ドヲガタニ甲三二九八のイ、甲三二九八のロ、甲三二九九、甲三三〇〇、清水下分字櫻ノ平二八〇、字藤ノ峠一九二四、上八川下分字目ノトヲ一〇九〇二、一〇九〇四から一〇九〇七まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ドヲガタニ甲三二九八のイ・甲三二九九・甲三三〇〇・字櫻ノ平二八〇・字藤ノ峠一九二四・字目ノトヲ一〇九〇二・一〇九〇四から一〇九〇七まで（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三第一項の規定により登録講習機関を登録したので、同法第二十二条の三第二項において準用する第十条の二十五第一項の規定により公示する。
平成二十三年十月四日
国土交通大臣　前田　武志

一　名称　財団法人建築技術教育普及センター
二　住所及び講習事務を行う事務所の所在地　東京都中央区京橋二丁目十四番一号
三　代表者の氏名　浅野　宏
四　登録の区分　構造設計一級建築士定期講習、設備設計一級建築士定期講習
五　役員の氏名　理事　浅野　宏、鈴木　眞生、志田　隆秀、芦原　太郎、鎌田　元康、川瀬　貴晴、木原　碩美、柴田　明徳、髙梨　晃一、立成　良三、谷川　恭雄、錦織　亮雄、藤谷　義信、藤本　昌也、藤原まり子、古矢　恒夫、松井　千秋、三井所清典、三栖　邦博、宮原　克平、椋　周二、山内　隆司、山本　棟子、和田　章
六　登録年月日　平成二十三年九月十六日
七　登録番号　構造設計一級建築士定期講習　第一号
設備設計一級建築士定期講習　第一号

○国土交通省告示第千五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三第一項の規定により登録講習機関を登録したので、同法第二十二条の三第二項において準用する第十条の二十五第一項の規定により公示する。
平成二十三年十月四日
国土交通大臣　前田　武志

一　名称　株式会社確認サービス
二　住所及び講習事務を行う事務所の所在地　愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号
三　代表者の氏名　仲島　聰
四　登録の区分　構造設計一級建築士定期講習、設備設計一級建築士定期講習
五　役員の氏名　代表取締役　畑中　圭助、仲島　聰
取締役　加藤　渉、山崎　正美、田宮　祥江、加藤　康浩、坂田　正利、佐藤　廣志、日野　陽充、平野　正利
監査役　纐纈　和義
六　登録年月日　平成二十三年九月十六日
七　登録番号　構造設計一級建築士定期講習　第二号
設備設計一級建築士定期講習　第二号

○国土交通省告示第千六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十三年九月十六日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。
平成二十三年十月四日
国土交通大臣　前田　武志

一　適性診断を実施する者の名称
株式会社都南自動車教習所
二　主たる事務所の所在地
神奈川県座間市緑ヶ丘四丁目二十番一号
三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断Ⅰ	死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者を引き起こし、かつ、当該事故を引き起こした交通事故の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者（同条第四号に掲げる傷害を受けた者を引き起こし、かつ、当該事故の三年間に交通事故を引き起こしたことがある者を除く。））	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作のタイミング、動作の正確さ、動作の円滑さ ②視覚機能の診断	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こした運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する助言及び指導を行う。